

# 国設藤前干潟鳥獣保護区

## 設定計画書

平成14年 9月12日

環境省

## 1 国設鳥獣保護区の名称

藤前干潟鳥獣保護区

## 2 国設鳥獣保護区の設定区分

集団渡来地の保護区

## 3 国設鳥獣保護区の区域

愛知県名古屋市港区南陽町大字藤高新田所在新川右岸河口を起点とし、同所から同右岸堤防を北進し地方主要道東海橋線日之出橋との交点に至り、同所から同橋を経て庄内川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を北進し一般国道1号一色大橋との交点に至り、同所から同橋を経て庄内川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南進し同堤防の南端に至り、同所から汐止ふ頭西側護岸を南進し同護岸の南端に至り、同所から空見ふ頭西側護岸を南進し同護岸上の点(北緯35度3分51.7秒、東経136度50分45.7秒)に至り、同所から同所と海部郡飛島村金岡所在木場金岡ふ頭北東端を結ぶ直線を780メートル西進し海上の点(北緯35度3分52.0秒、東経136度50分14.9秒)に至り、同所から同所と木場金岡ふ頭北側泊地北端(北緯35度4分10.4秒、東経136度49分32.9秒)を結ぶ直線を1,206メートル北西に進み同所に至り、同所から同所と飛島村金岡42番2の北端を結ぶ直線を南西に進み同所に至り、同所から木場金岡ふ頭北側外周護岸を北西に進み同ふ頭北端に至り、同所から飛島村新政成の海岸堤防上の点(北緯35度4分7.1秒、東経136度49分8.8秒)を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同堤防を北進し日光川水閘門西端に至り、同所から日光川右岸堤防を北西に進み一般国道302号飛島大橋との交点に至り、同所から同橋を経て日光川左岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を南東に進み一般国道23号との交点に至り、同所から同所と藤前海岸堤防を最短距離で結ぶ直線を東進し同所に至り、同所から同堤防を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

## 4 設定理由

当該地域は、伊勢湾奥部に残された唯一の大規模な干潟である庄内川・新川・日光川河口干潟を中心とする地域で、東アジアーオーストラリア渡りルート上の中継地となっていることから、シギ・チドリ類、ガンカモ類、サギ類等渡り鳥が多数渡来する。

春秋の渡りの時期及び越冬期には、ハマシギ、トウネン、ダイゼン、オオソリハシシギ、メダイチドリをはじめ、ホウロクシギ、シベリアオオハシシギ等の希少種も含む各種シギ・チドリ類が多数渡来し、採餌・休息等の場として利用している。その渡来数は我が国最大規模であるとともに、シギ・チドリ類のうち7種について推定個体数の1%以上の利用が確認されている。また、冬季にはロシア極東、アラスカ等から多数のガンカモ類が渡来し越冬する。その他、サギ類、カモメ類、猛禽類も多数渡来又は生息し、その中には、チュウサギ、ズグロカモメ、コアジサシ、チュウヒ、ハヤブサ等の希少種も含まれている。

なお、干潟に連続する庄内川・新川下流部河岸にはヨシ原が広がり、日光川下流部は淡水の静穏な水面が保たれていることから、草原性の鳥類や淡水性のカモ類等の生息地となっており、干潟部と合わせて鳥類の良好な生息環境となっている。

このように、当該地域は、全国的及び国際的見地から渡り鳥の保護上重要な地域となっていることから、国設鳥獣保護区を設定するものである。

## 5 国設鳥獣保護区に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 770 ヘクタール

内訳

### ア 形態別内訳

林野 一

農耕地 一

水面 770ヘクタール(干潟、ヨシ原、導流堤、堤防、道路、橋梁敷、水閘門敷、排水機場敷、鉄塔敷等を含む)

その他 一

イ 所有者別内訳

国 有 地	國土交通省	27 ヘクタール
地方公共団体有地	県 有 地	0 ヘクタール
	市 有 地	118 ヘクタール
私 有 地 等		128 ヘクタール
公 有 水 面		497 ヘクタール

ウ 他法令による規制区域

河川法の規定による河川区域	495 ヘクタール
港湾法の規定による港湾区域	629 ヘクタール
海岸保全法の規定による海岸保全区域	23 ヘクタール

6 存続期間

平成 14 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで (10 年間)

7 設定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概況

ア 国設鳥獣保護区の位置

愛知県名古屋市及び海部郡飛島村の伊勢湾最奥部に当たる、庄内川、新川、日光川の下流部及び河口干潟を中心とする地域に位置する。

イ 地形・地質等

庄内川、新川、日光川の下流部及び3河川が合流する河口部となっており、潮の干満の差が大きく、干潮時には各河口に大規模な干潟が現れる。

この干潟の標高は、名古屋港基準面+0.7 メートル以上の面積が多い庄内川河口干潟から同+0.7 メートル以下の面積が多い藤前干潟まで場所によって高低差が大きく、地質は、砂質からシルト質まで場所によって差異がある。

水質は、日光川下流部の淡水域以外は、海水又は汽水で、夏期等において貧酸素水塊による影響を受けることがまれにあるものの、環境基本法の環境基準は満たしている。

ウ 植物相の概要

名古屋港基準面+0.7 メートル以上の箇所のうち、常時干出しているところには、ヨシ群落、ヨシ・マコモ群落、アイアシ群落、チガヤ群落が見られる。

海中に藻場の存在は確認されていない。

エ 動物相の概要

鳥類は、シギ・チドリ類及びガンカモ類等の渡り鳥が中継・休息地として利用しているほか、各河川の下流部等にヨシの群生地があることからヨシキリ等の草原性の鳥類、日光川下流部が淡水域となっていること及び周辺に低湿な水田地帯があること等から淡水性シギ、サギ、ガンカモ類、周辺に稻永公園、弥富野鳥園等の緑地があること等から森林性鳥類、及びハヤブサ等の猛禽類も生息している。

干潟には、マキガイ綱、ニマイガイ綱、ゴカイ綱、甲殻綱に属する13種の底生生物が多数生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 被害の報告

当該地域は、水面のみであり農林業への被害はない。

また、当該水面は漁業権が設定されていないため水産業への被害はない。

なお、当該地域周辺の市町村においては、カルガモ等による農業被害及びカラス等による生活被害の報告があるほか、カワウ、サギ等による内水面養殖漁業への被害がみられる

イ 有害鳥獣駆除の実績

当該地域における有害鳥獣駆除の実績はない。

なお、当該地域周辺の市町村においては、ドバト、カルガモ、コサギ、カラス等について有害鳥獣駆除が実施されている。

8 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条ノ8第9項の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に、鳥獣の保護繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対して、通常生ずる損失を補償する。

9 国設鳥獣保護区の設定及び維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札、案内板、補助板等の設置を行う。

別表 生息する鳥類

ア 島類

目	科	種又は亜種	指定要件
カイツブリ	カイツブリ	○ カイツブリ ○ ハジロカイツブリ ミミカイツブリ ○ カンムリカイツブリ オナガミズナギドリ	
ミズナギドリ	ミズナギドリ	○ カワウ サンカノゴイ EN・愛DD	
ペリカン	ウ	○ ヨシゴイ ○ コイサギ ササゴイ ○ アマサギ ○ ダイサギ ○ チュウサギ ○ コサギ カラシラサギ ○ オオサギ	愛EN
コウノトリ	サギ		NT
			DD・AVU
カモ	トキ	クロツラヘラサギ マガン ヒシキイ アカツクシガモ ツクシガモ オシドリ ○ マガモ ○ カルガモ コガモ アメリカコガモ ○ トモエガモ ○ ヨシガモ ○ オカヨシガモ ○ ヒドリガモ アメリカヒドリ ○ オナガガモ シマアジ ○ ハシビロガモ アカハジロ ○ ホシハジロ ○ キンクロハジロ ○ スズガモ ○ ホオジロガモ ○ ミコアイサ ウミアイサ	CR・AEN NT・国天 VU・国天 DD EN
	カモ		VU・愛VU・AVU
			DD・AVU
タカ	タカ	○ ミサゴ ハチクマ ○ トビ オオタカ ○ ノスリ サシバ ハイイロチュウヒ ○ チュウヒ	NT・愛NT NT・愛VU 国内・VU・愛NT 愛VU 愛NT VU・愛EN
	ハヤブサ	○ ハヤブサ ○ チョウゲンボウ	国内・VU・愛EN
キジ	キジ	○ キジ	
ツル	クイナ	クイナ ○ バン オオバン	愛NT
チドリ	チドリ	ハジロチドリ ○ コチドリ イカルチドリ ○ シロチドリ ○ メダイチドリ オオメダイチドリ ムナグロ ○ ダイゼン ○ ケリ ○ タゲリ	
			愛LP
シギ		○ キョウジョシギ ○ トウネン ヒバリシギ ウズラシギ ○ ハマシギ サルハママシギ ○ コオバシギ ミユビシギ エリマキシギ ギリアイ オオハシシギ シベリアオオハシシギ ○ ツルシギ アカアシシギ ○ コアアシシギ ○ アオアシシギ カラフトアオアシシギ タカブシギ ○ キアシシギ ○ イソシギ ○ ソリハシシギ ○ オグロシギ	愛VU 愛LP 愛NT 愛NT 愛NT 愛NT 愛VU 愛NT DD 愛VU VU・愛NT 愛VU
			国内・CR・愛CR・AEN
			愛VU

目	科	種又は亜種	指定要件
チドリ	シギ	○ オオソリハシシギ ○ ダイシャクシギ ○ ホウロクシギ ○ チュウシャクシギ ○ タシギ オオジシギ セイタカシギ ヒレアシシギ トウゾクカモモ カモモ	愛NT 愛NT VU・愛VU NT・愛CR EN・愛VU
		○ ユリカモモ ○ セグロカモモ ○ オオセグロカモモ シロカモモ ○ カモモ ○ ウミネコ ○ ズグロカモモ ハジロクロハラアジサシ クロハラアジサシ オニアジサシ ハシブトアジサシ アジサシ ○ コアジサシ	
	ハト	○ キジバト オオハト カッコウ	国際・VU・愛NT
	カツコウ	カワセミ ヒバリ ツバメ	
		○ カワセミ ○ ヒバリ ○ ショウドウツバメ ○ ツバメ コシアカツバメ イツツバメ ○ キセキレイ ○ ハケセキレイ ○ セグロセキレイ ピンズイ ○ タヒバリ ○ ヒヨドリ	
	セキレイ		
	ヒヨドリ		
	モズ	○ モズ ツグミ	
		コルリ ルリビタキ ○ ジョウビタキ ノビタキ イソヒヨドリ トラツグミ アカハラ シロハラ マミチャヅナイ ○ ツグミ ハチジョウツグミ ヤブサメ	
	ウグイス	○ ウグイス コヨシキリ ○ オオヨシキリ メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ ○ セッカ キビタキ オオルリ エゾビタキ コサメビタキ	愛VU
	ヒタキ	カサザキヒタキ ツリスガラ シジュウカラ	
		○ サンコウチョウ ○ ツリスガラ ○ ヒガラ ヤマガラ ○ シジューカラ	
	メジロ	メジロ ホオジロ	愛NT
		○ ホオジロ カシラダカ ミヤマホオジロ ○ アオジ クロジ ○ オオジュリン アトリ ○ カワラヒワ シメ	
	アトリ	ハタオリトリ	
		○ スズメ コムクドリ ○ ムクドリ	
	カラス	○ ハシボソガラス ○ ハシブトガラス ○ カワラバト(ドバト)	

合計(種)

172

注) 1. 種名及び配列等は日本鳥類目録 改訂第6版(平成10年、日本鳥学会)に拠った。

2. 指定要件は次のとおり。

国内：国内希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)

国際：国際希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)

レッドリスト鳥類(平成10年、環境庁)における要件

C R : 絶滅危惧 I A類、E N : 絶滅危惧 I B類、V U : 絶滅危惧 II類、N T : 準絶滅危惧、D D : 情報不足

愛知県版レッドリスト(平成13年、愛知県)における要件

愛C R : 絶滅危惧 I A類、愛E N : 絶滅危惧 I B類、愛V U : 絶滅危惧 II類、愛N T : 準絶滅危惧、愛D D : 情報不足

L P : 地域個体群(藤前干潟等)

アジア版鳥類レッドデータブック(平成13年、パートライインターナショナル)における要件

アE N : 絶滅危惧 I B類、アV U : 絶滅危惧 II類

国天：国指定天然記念物(文化財保護法)

3. ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条第1項第2号に規定により環境大臣がその保護増殖を特に図ることが必要として定めた鳥獣(平成12年2月16日 環境庁告示第6号)及び天然記念物に指定された鳥獣。

#### イ 獣類

目	科	種又は亜種	指定要件
ネコ	イタチ	イタチ	
コウモリ	ヒナコウモリ	アブラコウモリ	
合 計(種)			2

(注) 種名及び配列等は、日本産野生生物目録(平成5年、環境庁)に拠った。

国設藤前干潟鳥獣保護区

藤前干潟特別保護地区

指定計画書

平成14年 9月12日

環境省

1 特別保護地区の名称  
藤前干潟特別保護地区

2 国設鳥獣保護区の設定区分  
集団渡来地の保護区

3 特別保護地区の区域

藤前干潟鳥獣保護区のうち、愛知県名古屋市港区南陽町大字藤高新田所在新川右岸河口を起点とし、同所から庄内川左岸堤防上の点（北緯 35 度 5 分 0.8 秒、東経 136 度 50 分 49.9 秒）を結ぶ直線を東進し同堤防から沖合 50 メートルの点に至り、同所から同堤防から沖合 50 メートルを南進し同堤防南端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から汐止ふ頭西側護岸から沖合 50 メートルを南進し同ふ頭南端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から空見ふ頭西側護岸から沖合 50 メートルを南進し同護岸上の点（北緯 35 度 3 分 51.7 秒、東経 136 度 50 分 45.7 秒）と海部郡飛島村金岡所在木場金岡ふ頭の北東端を結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を 726 メートル西進し海上の点（北緯 35 度 3 分 52.0 秒、東経 136 度 50 分 14.9 秒）に至り、同所から木場金岡ふ頭北側泊地北端（北緯 35 度 4 分 10.4 秒、東経 136 度 49 分 32.9 秒）を結ぶ直線を 1,206 メートル北西に進み同所に至り、同所から同所と藤前海岸堤防上の名古屋市港区藤前二丁目と同三丁目の境界点を結ぶ直線を 686 メートル北東に進み海上の点（北緯 35 度 4 分 30.3 秒、東経 136 度 49 分 45.0 秒）に至り、同所から同所と藤前海岸堤防上の点（北緯 35 度 4 分 57.1 秒、東経 136 度 49 分 47.9 秒）を結ぶ直線を北進し同所に至り、同所から同堤防を東進して起点に至る線に囲まれた区域

4 指定理由

当該地域には、本鳥獣保護区に存在する干潟の大部分が存在し、ゴカイ、アナジャコ等の底生生物が豊富に生息していることから、シギ・チドリ類をはじめとする渡り鳥の重要な採餌場所となっている。渡り鳥の出現数も当該地域に集中しており、伊勢湾奥部の中核的な生息区域となっている。

こうしたことから、渡り鳥の保護を図る上で、当該地域の生息環境を保全する必要があることから、特別保護地区に指定するものである。

5 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 323 ヘクタール  
内訳

ア 形態別内訳

林野 一

農耕地 一

水面 323 h a (干潟、ヨシ原、砂州、堤防敷等を含む)

その他 一

イ 所有者別内訳

国 有 地	0 ヘクタール
地方公共団体有地	市 有 地 118 ヘクタール
私 有 地 等	2 ヘクタール
公 有 水 面	208 ヘクタール

ウ 他法令による規制区域

河川法の規定による河川区域	138 ヘクタール
港湾法の規定による港湾区域	328 ヘクタール
海岸保全法の規定による海岸保全区域	9 ヘクタール

6 特別保護地区の存続期間

平成 14 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで (10 年間)

## 7 指定区域における鳥獣の生息状況

### (1) 当該地域の概況

#### ア 特別保護地区の位置

愛知県名古屋市及び海部郡飛島村の伊勢湾最奥部に当たる庄内川、新川、日光川の河口干潟域に位置する。

#### イ 地形・地質等

庄内川、新川、日光川の3河川が合流する河口部となっており、潮の干満の差が大きく、干潮時には各河口に大規模な干潟が現れる。

この干潟の標高は、名古屋港基準面+0.7メートル以上の面積が多い庄内川河口干潟から同+0.7メートル以下の面積が多い藤前干潟まで場所によって高低差が大きく、地質は、砂質からシルト質まで場所によって差異がある。

水質は、海水又は汽水で、夏期等において貧酸素水塊による影響を受けることがたまにあるものの、環境基本法の環境基準は満たしている。

#### ウ 植物相の概要

名古屋港基準面+0.7メートル以上の箇所のうち、常時干出しているところには、ヨシ群落、ヨシ・マコモ群落、アイアシ群落が見られる。

海中に藻場の存在は確認されていない。

#### エ 動物相の概要

鳥類は、シギ・チドリ類及びガンカモ類等の渡り鳥が中継・休息地として利用しているほか、ハヤブサ等の猛禽類も生息している。

干潟には、マキガイ綱、ニマイガイ綱、ゴカイ綱、甲殻綱に属する13種の底生生物が多数生息している。

### (2) 生息する鳥獣類

鳥獣保護区に同じ。

### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

#### ア 被害の報告

当該地域は、水面のみであり農林業への被害はない。

また、当該水面は漁業権が設定されていないため水産業への被害はない。

なお、当該地域周辺の市町村においては、カルガモ等による農業被害及びカラス等による生活被害の報告があるほか、カワウ、サギ等による内水面養殖漁業への被害がみられる

#### イ 有害鳥獣駆除の実績

当該地域における有害鳥獣駆除の実績はない。

なお、当該地域周辺の市町村においては、ドバト、カルガモ、コサギ、カラス等について有害鳥獣駆除が実施されている。

## 8 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条ノ8第9項の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に、鳥獣の保護繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対して、通常生ずる損失を補償する。

## 9 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札、案内板、補助板等の設置を行う。

別紙1

## 国設藤前干潟鳥獣保護区の面積内訳表

### 形態別面積内訳

形態別面積内訳	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	0ha	770ha	770ha	0ha	323ha	323ha	0ha	0ha	0ha
	林野	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
	農耕地	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha
	公有水面	0ha	497ha	497ha	0ha	203ha	203ha	0ha	0ha
	その他	0ha	273ha	273ha	0ha	120ha	120ha	0ha	0ha

所有別面積內訛

所有別面積内訳	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	Oha	27ha	27ha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
国有林	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
林野庁所管	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
制限林地	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
保安林	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
砂防林	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
普通林地	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
国有林以外の国有地	Oha	27ha	27ha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
建設省所管	Oha	27ha	27ha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
地方公共団体有地	Oha	118ha	118ha	Oha	118ha	118ha	Oha	Oha	Oha
都道府県有地	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
制限林地	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
保安林	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
砂防林	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
普通林地	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
市町村有地	Oha	118ha	118ha	Oha	118ha	118ha	Oha	Oha	Oha
制限林地	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
保安林	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
砂防林	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
普通林地	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
その他	Oha	118ha	118ha	Oha	118ha	118ha	Oha	Oha	Oha
私有地等	Oha	128ha	128ha	Oha	2ha	2ha	Oha	Oha	Oha
制限林地	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
保安林	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
砂防林	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
普通林地	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha	Oha
その他	Oha	128ha	128ha	Oha	2ha	2ha	Oha	Oha	Oha
公有水面	Oha	497ha	497ha	Oha	203ha	203ha	Oha	Oha	Oha
計	Oha	770ha	770ha	Oha	323ha	323ha	Oha	Oha	Oha

### 他法令による規制との重複





沖合五〇メートルを南進し同堤防南端から沖合五〇メートルの点に至り、同所から沙止ぶ頭西側護岸から沖合五〇メートルを南進し同頭南端から沖合五〇メートルの点に至り、同所から空見ふ頭西側護岸から沖合五〇メートルを南進し同護岸上の点(北緯三五度三分五十一・七秒、東經一三六度五〇分四五・七秒)と海部郡飛島村金岡所在木場金岡ふ頭港側泊地北端(北緯三五度四分一〇・四秒、東經一三六度四九分三十一・九秒)を結ぶ直線を二二〇六メートル北西に進み同所に至り、同所から同所と藤前海岸堤防上の名古屋市港区藤前二丁目と同三丁目の境界点を結ぶ直線を六八六メートル北東に進み海上の点(北緯三五度四分三〇・三秒、東經一三六度四九分四五・〇秒)に至り、同所から同堤防を東進して起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間  
平成十四年十一月一日から平成二十四年十月三十日まで

○環境省告示第六十九号

鳥獣保護及狩猟三関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノハ第三項の規定に基づき、浜頓別クツチャロ湖鳥獣保護区の区域内に次のようすに特別保護地区を指定したので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十一条において準用する同令第二十条の規定により告示する。

平成十四年十月三日

環境大臣 鈴木 俊一

一 名称  
浜頓別クツチャロ湖鳥獣保護区特別保護地区  
区域

宗谷森林管理署(一)九氏林班いからほまで、くま、け、こ、て及びトの各小班並びに國土交通省所管の国有地(クツチャロ湖)の区域  
月三十日まで

○環境省告示第七十号  
　鳥獸保護及狩獵二関ズル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八(第三項)の規定に基づき、日本出島鳥獸保護区の区域内に次のようすに特別保護地区を指定したので、鳥獸保護及狩獵二関ズル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十一条において準用する同令第二十条の規定により告示する。

十三号  
二関スル法律施行令（昭和二十四号）第一条第二項の規定に  
獣保護区の存続期間を更新した  
年十月環境庁告示第百六号（日  
設定した件）の一部を次のように  
四年十二月一日から施行する。  
二三日  
環境大臣 鈴木 俊一  
改める。  
十四号  
二関スル法律施行令（昭和二十四号）第二項の規定に  
獣保護区の区域の表示を変更し  
間を更新したので、昭和五十七年  
第八百八号（伊豆沼島獣保護区を設  
部を次のように改正し、平成十四  
り施行する。  
三日  
環境大臣 鈴木 俊一  
のように改める。





区域	位置図	区域図
鳥獣保護区 (告示文の明記を貼り付けること)		
特別保護地区 (告示文の明記を貼り付けること)		特別保護指定区域 (告示文の明記を貼り付けること)